

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年9月4日

名古屋国税局長

記

| | | |
|---|---|--------------------------------|
| 公 売 の 日 時 | 公 売 の 開 始 及 び 締 切 の 日 時 | 令和7年10月16日から 令和7年10月30日まで |
| 公 売 の 場 所 | 名古屋国税局 | |
| 公 売 の 方 法 | 期間入札（公売公告別紙に記載する売却区分ごとに売却する。） | |
| 公 売 保 証 金 の 納 付 期 限 | 令和7年10月30日 | 17時00分 (電子入札の場合は令和7年10月28日) |
| 必 要 書 類 の 提 出 期 限 | 令和7年10月30日 | 17時00分 (電子入札の場合は令和7年10月28日) |
| 開 札 の 日 時 | 令和7年11月4日 | 10時00分 |
| 開 札 の 場 所 | 名古屋国税局 | |
| 売 却 決 定 の 日 時 | 令和7年11月25日 | 11時00分 |
| 売 却 決 定 の 場 所 | 名古屋国税局 | |
| 買 受 代 金 の 納 付 期 限 | 令和7年11月25日 | 14時00分 |
| 権 利 移 転 の 時 期 | 買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。 | |
| 危 險 負 担 移 転 の 時 期 | 買受代金の全額を納付した時です。 | |
| 権利移転に伴う費用 | 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。 | |
| 公 売 財 産 上 の 質 権 者 抵 当 権 者 等 の 権 利 の 内 容 の 申 し 出 | 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を名古屋国税局特別整理第一部門に申し出してください。 債権現在額申立書の用紙は、当 局 特 別 整 理 第 一 部 門にあります。 | |
| 買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件 | 国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 | |
| そ の 他 公 売 条 件 等 | | |
| 公 売 財 産 の 表 示 | 公売公告別紙のとおり | |
| 公 売 保 証 金 | 公売公告別紙は、名古屋国税局1階ロビーに備え付けてあります。 | |
| 見 積 価 額 | | |

銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項

銀行振込みによって公売保証金の提供を行う場合は、以下の事項にご留意ください。

1 公売保証金の振込み

公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。

公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合は、入札は無効となります。

2 公売保証金の提供期限

公売保証金は、公売保証金の提供期限までに下記口座に入金済みとなることが必要です。

なお、振込手数料は、入札者の負担となります。

また、公売保証金は振込後、その取消し又は変更はできませんのでご注意ください。

3 振込金受領書の提出

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に、金融機関から交付された「振込金受領書（原本）」等を貼り付けて提出してください。

4 最高価申込者とならなかった場合の公売保証金の返還方法

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ、振込みにより返還します。

5 公売保証金の振込先

| | |
|-------|----------------------|
| 金融機関 | 三菱UFJ銀行 名古屋営業部 |
| 預金の種類 | 普通預金 |
| 口座番号 | 1499483 |
| 名義人 | ナゴヤコクゼイキョク 名古屋国税局 |

※ 振込人氏名の前に売却区分番号を記載してください。

(例) ○○○-○ 国税 太郎

次順位買受申込者の決定についての注意事項

国税徴収法第104条の2の規定により、公売財産が不動産等である場合には、次順位による買受けの申込みをすることができます。

次順位買受申込者への売却決定は、最高価申込者への売却決定を取り消したとき等(最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等)に限り行い、公売保証金の返還は最高価申込者が買受代金を納付した後に行います。

次順位買受申込者の決定は、以下のすべての要件を満たす者(2人以上いる場合は、「くじ」により決定します。)に対して、最高価申込者の決定後、次順位による買受申込みの意思確認を行った上で、直ちに行います。

なお、意思確認に当たっては、開札会場において確認を行うほか、「電子入札」の場合は電子メール、「書面入札」の場合は入札書に記載の入札者又は共同入札代表者(代理人による入札の場合は代理人)へ電話により確認します。

- イ 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額であること
- ロ 見積価額以上であること
- ハ 最高価申込者の入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であること

次順位による買受申込みは、連絡後15分以内に行う必要がありますので、「電子入札」の場合は公売情報ホームページから速やかに所定の手続きを行ってください。

また、「書面入札」の場合は連絡した際、次順位による買受申込みを行う旨を速やかに申し出てください。

なお、公売公告の「開札の日時」以降、開札作業が終了次第、前記のとおり連絡しますので、入札者又は共同入札代表者(代理人による入札の場合は代理人)は、電子メールを受信又は電話に応答できるようにしてください。

連絡後15分以内に次順位による買受申込みがない場合(電子メールが受信されない又は電話に応答がない場合を含みます。)は、申込みがないものとみなします。

おつて、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。

その他事項

1 一括売却

公売財産の表示が複数の物件を表示している場合は、その財産は一括売却する財産です。

2 公売の方法

- (1) 公売は入札の方法で行います。入札しようとする人は、所定の入札書により、売却区分番号ごとに1枚を使用して入札してください。
- (2) 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

3 公売保証金の提供方法

公売保証金は、期日入札においては、現金又は小切手（銀行若しくは信用金庫の振出しに係るもの又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）を持参する方法で、期間入札においては、指定された口座へ振込みをする方法又は現金若しくは小切手（銀行若しくは信用金庫の振出しに係るもの又はこれらの金融機関の支払保証のあるもの）を持参する方法のいずれかの方法により提供していただきます。

なお、小切手の場合には、取立手数料が必要となることがあります。

4 買受人等の制限

- (1) 国税局長又は税務署長から公売会場への入場、入札等を制限されている者は、公売に参加することはできません。
- (2) 滞納者は、換価の目的となった自己の財産を直接・間接を問わず買い受けことはできません。

5 最高価申込者等の決定及び取消

- (1) 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が公売財産の見積価額以上で、かつ、最高価で入札した者に対して行います。
- (2) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上）による入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者に決定します。
- (3) 最高価申込者が暴力団員等に該当すると認められる場合、最高価申込者の決定を取り消します。

6 売却定期日の延長

売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

7 売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金を納付の期限までに納付しないとき
- (2) 買受代金の納付前に公売財産に係る国税の完納の事実が証明されたとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき

8 公売保証金の国庫帰属等

買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その人が納付した公売保証金はその公売に係る国税に充て、なお余りがあるときは、これを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属します。

9 権利移転の時期

公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。

ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

- (1) 農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理
- (2) その他法令の規定により許可又は登録を有するものは、関係機関の認可又は登録

10 危険負担移転の時期

公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付された時です。

したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することとなります。

なお、農地等の危険負担移転の時期は、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理があったときとなります。

11 権利移転の手続

- (1) 公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。
- (2) 国税局長に登記等の嘱託を請求することができる公売財産（不動産等）の場合は、買受人は買受代金を全額納付した後、必要書類等を提出し、権利移転の登記等の請求をしてください。
- (3) 権利移転の登録を買受人が自ら行う必要のある公売財産を買い受けた場合は、速やかに権利移転の手続を行ってください。

追加入札の方法

開札の結果、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合の追加入札については次によります。

- 1 公売の方法
期間入札

- 2 追加入札の入札期間及び場所

期間:令和7年11月6日(木)から令和7年11月14日(金)まで
場所:名古屋国税局

- 3 開札の日時及び場所

日時:令和7年11月18日(火) 11時00分
場所:名古屋国税局

- 4 最高価申込者の決定の日時及び場所

日時:令和7年11月18日(火) 11時00分
場所:名古屋国税局

- 5 売却決定の日時及び場所

日時:令和7年12月9日(火) 11時00分
場所:名古屋国税局

- 6 買受代金の納付期限

令和7年12月9日(火) 14時00分